

# 農業ワーキング・グループ関連

| 提案事項名                                 | 該当頁     |
|---------------------------------------|---------|
| 1 - 農地の所有権の移転、権利設定などの面積要件の撤廃          | ..... 1 |
| 2 - 農地の所有権の移転、権利設定などを許可制から届出制に規制緩和を望む | ..... 1 |
| 3 - 相続未登記農地の農地中間管理機構の活用について           | ..... 2 |

| 番号 | 受付日          | 所管省庁への検討要請日  | 提案事項                              | 提案の具体的内容等  | 提案主体 | 所管官庁  |
|----|--------------|--------------|-----------------------------------|--|------|-------|
| 1  | 26年<br>11月3日 | 27年<br>1月14日 | 農地の所有権の移転、権利設定などの面積要件の撤廃          | <p><b>【要望の具体的内容】</b><br/> 農地の取得、又は、賃貸借を行う場合には、農業委員会の定める別段面積(農地法第5条第2項により農業委員会が定める面積)以上の耕作面積が要件となっている。<br/> 新たに農業を始める場合にあっては、直ぐに農地取得や農地の賃貸借が行えるようこの別段面積の要件を撤廃してほしい。</p> <p><b>【提案の理由】</b><br/> 退職後などに、新たに農業を始める場合や、小規模の家庭菜園等を行いたいと考えている方にとって、直ぐに別段面積の要件を満たすことは困難であり、農地の取得や賃借が行えない現状にある。<br/> これを改善するため、規模や耕作の有無に関わらず、農業を行いたい人が、直ぐに農地を取得でき、又は、農地の賃借が行えるようこの要件を撤廃願いたい。これは遊休農地解消策としても有効と考える。</p> | 個人   | 農林水産省 |
| 2  | 26年<br>11月3日 | 27年<br>1月14日 | 農地の所有権の移転、権利設定などを許可制から届出制に規制緩和を望む | <p><b>【要望の具体的内容】</b><br/> 農地を耕作目的で取得、又は、賃貸借を行う場合には、別段面積(農地法第5条第2項により農業委員会が定める面積)の要件などを満たしたうえで、農業委員会の許可決定が必要となる。<br/> 農地を農地として利用することから、簡素化かつ迅速化をはかるため、この許可決定を届出により行えるよう規制緩和願いたい。</p> <p><b>【提案の理由】</b><br/> 本来、土地の売買や賃借は、当事者間で決定すべきことである。<br/> しかし、農地を農地として耕作する場合にあっては、農業委員会の許可決定を要することは、多くの方に農業に携わっていただき、農業振興を図っていく上での阻害要因となっている。<br/> よって、農業委員会の許可決定から、届出制に規制緩和することで、農地の一層の利用促進が期待される。</p>  | 個人   | 農林水産省 |

| 番号 | 受付日          | 所管省庁への検討要請日  | 提案事項                    | 提案の具体的内容等   | 提案主体                 | 所管官庁  |
|----|--------------|--------------|-------------------------|---|----------------------|-------|
| 3  | 26年<br>11月4日 | 27年<br>1月14日 | 相続未登記農地の農地中間管理機構の活用について | <p>担い手農家への農地集積・集約の加速化を図るために、平成26年度から農地中間管理事業が始まり、農地中間管理機構を介して農地の賃借ができるようになった。しかしながら、本県においては、相続未登記により、賃貸借の設定が困難な農地が多く、農地中間管理機構へ農地を出したくても出せないような状況にあり、担い手への農地集積の大きな課題となっている。一方、相続未登記農地の賃借については、農地法の一部改正により、遊休農地等については、共有持分の過半の同意が得られない場合も農業委員会の公示・知事裁定により、利用が可能となったが、以下の理由により現実的には活用が非常に限定的となっている状況にある。</p> <p>1 農業委員会が実施する公示は、「過失が無くて所有者等を確知できない」ことが前提となっており、「過失が無くて」というためには、相続人関係図の作成や各所有者への意向確認など、膨大な事務量と費用が必要である。</p> <p>2 知事の裁定により、農地中間管理機構が中間管理権を取得したとしても、受け手の利用権設定期間は5年を超えることができないため、機構集積協力金等の国の制度を活用するためには、10年の利用権設定が必要であることから、再度、裁定までの事務作業を行うことが必要である。</p> <p>また、相続未登記農地は、地域間格差はあるが、多い市町村で3～5割と聞くなど、現場段階では、農地流動化の大きな阻害要因となっている。</p> <p>3 担い手においては、経営の長期的な見通しが立てづらいなど、安心して農地を借りられない。</p> <p>このため、相続未登記農地については、農地中間管理機構を活用し、効率的・効果的に担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構に預ける場合に限って、相続人の代表者(例えば、固定資産税納税者等)の同意で、機構に10年間貸し付けることができるなど、法的仕組みを構築していただくよう要望する。</p> | 公益財団法人<br>鹿児島県地域振興公社 | 農林水産省 |